

第426回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年3月25日（月）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 井上隆市委員

2 番 江口勘四郎委員

3 番 尾形智代委員

4 番 上妻一実委員

6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員

8 番 富田憲一委員

9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員

11 番 長沼健司委員

12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員

14 番 後藤敏秀委員

15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 10人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、
稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第492回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第493回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 報告第1号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 ~~伊藤亜子~~

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、3月14日に告示になりました、第426回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年3月14日、上山市農業委員会告示第3号により、令和6年3月25日、第426回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和6年3月18日付け農委第390号をもって、第426回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配布について、第426回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。 第4、総会出席委員数について、委員定数15人、現在出席委員15人となっております。また、推進委員が10人出席しております。以上で報告を終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、2番、江口勘四郎委員、10番、奈良崎洋一委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は長清水二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は榎下在住の〇〇氏、会社員であります。榎下地内の田1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいず

	れも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。
長沼委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月24日に現場確認後、電話で話を聞きました。この土地は〇〇家から〇〇家が購入し、所有権の移転を怠っていた土地になります。今回所有権の移転となります。登記は田ですが現在は野菜畑となっており、許可相当と思われます。よろしくご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号2について説明いたします。譲渡人は矢来四丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、長沼健司委員。

長沼委員	整理番号２について、現地調査の結果を報告します。３月２４日に〇〇氏立ち合いものと、現地に行き聞き取りを行いました。この場所ですが、先月〇〇氏が購入した土地の隣の土地で、以前より購入したいと思っていた場所だそうです。そうなりますと、一続きの土地となり、使うのに大変利便が良いとのこと。許可相当と思われますのでよろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲渡人は小穴在住の〇〇氏、会社員、譲受人は小穴在住の〇〇氏、農業であります。小穴地内の畑１筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号３について、現地調査の結果を報告します。３月１９日に〇〇氏と話をしてきました。別の土地を購入し登記をした際に、こちらの土地が入っていることが分からず登記漏れをしていたため、今回登記の手続きをするということです。問題ないかと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、農業、借り人は矢来四丁目在住の〇〇氏、農業で、両者は親子であります。阿弥陀地地内の田畑4筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、後藤敏秀委員。
後藤委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。3月19日、〇〇氏と話をしてきました。親である〇〇氏から畑と田んぼを借り農業をするとのことでした。田には柿が植えられているのですが、大粒のぶどうに切り替えてやっていきたいとのことでした。本人は一所懸命にやるつもりですので問題ないかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、第492回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。提案理由については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第2号、第492回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。4件の申請がございました。 整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲受人は藤吾在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は藤吾在住の〇〇氏でございます。藤吾地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3及び4は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号3及び4について説明いたします。譲受人は須田板在住の〇

	○氏、認定農業者、譲渡人は河崎三丁目在住の○○氏及び山形市在住の○○氏でございます。須田板地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3及び4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程5、議第3号、第493回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第3号、第493回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。9件の申請がございました。 整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は相生在住の○○氏、認定農業者、貸し人は相生在住の○○氏及び○○氏であります。相生地内の田4筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1及び2について

	は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号３から６は関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３から６について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は藤吾在住の〇〇氏、阿弥陀地在住の〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。藤吾及び阿弥陀地地内の畑４筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３から６については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号７について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。借り人は金瓶在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は金谷在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号8について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は小笹在住の〇〇氏であります。原口地内の田1筆について、使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	(なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号8については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9について事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	整理番号9について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の田1筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号 9 については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程 6、報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。12 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は原口在住の〇〇氏、借り人は原口在住の〇〇氏であります。原口地内の畑 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。貸し人は下生居在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。下生居地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 3 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 3 について説明いたします。貸し人は中生居在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。下生居地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 4 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 4 について説明いたします。貸し人は宮脇在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。宮脇地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 5 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 5 について説明いたします。貸し人は下生居在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。下生居地内の田 3 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号6について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号6について説明いたします。貸し人は宮脇在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。宮脇地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号7及び8は関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号7及び8について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は金瓶在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。長清水地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号9及び10は関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号9及び10について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は長清水一丁目在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。長清水地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細について

	は議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 1 1 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 1 1 について説明いたします。貸し人は小倉在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。小倉地内の田 1 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、一部決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 1 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 1 2 について説明いたします。貸し人は藤吾在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第 4 9 2 回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、藤吾地内の畑 2 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程 7、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事

	務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。１３件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１、７及び１１については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後１時５８分)

議事録署名委員

議事録署名委員